

大阪市規則第44号

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される
職員の退職手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する条例第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職
手当に関する条例第7条第4項の要件を定める規則（平成20年大阪市規則第59号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規
定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年大阪市条例第25号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第7条第4項の市規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分を受けていないこと</p> <p>〔3〕 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（職員の退職手当に関する条例第7条第5項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第15条第2項又は公共施設等運営権者の地方派遣職員から引き続いて職員に採用された者の処遇等に関する条例（令和3年大阪市条例第58号）第4条第2項の規定に</p>	<p>1 〔同左〕</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けていないこと</p> <p>〔3〕 〔同左〕</p>

より職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職(次に掲げる退職を除く。)をしていないこと

[ア 略]

イ 定年に達したことによる退職(職員の定年等に関する条例(昭和59年大阪府条例第3号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)

[ウ・エ 略]

[2 略]

[ア 同左]

イ 定年に達したことによる退職

[ウ・エ 同左]

[2 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。